⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masayoshi Tatsumi, Director, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Iwakuni airport (H23) lodgings (1 mechanicward) new establishment building works
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : January 26, 2012 noon
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 24, 2012 noon (Tenders be delivered in person by February 24, 2012 noon, or submitted by mail by February 24, 2012 noon)
⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Department, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, MOD, 6―30 Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi 730―0012 TEL 082―223―7233

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年１月６日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　辰己　昌良
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

**○第30号**

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　岩国飛行場（H23）宿舎（２工区）新設建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）
⑷　工事内容
・将校宿舎新設
鉄筋コンクリート造５階建て
延面積　約5,920㎡×１棟
⑸　工期　平成26年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート5,000㎥、鉄筋約500ｔ、板ガラス約600㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年１月６日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H23）宿舎（２工区）新設建築工事係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体及び共同企業体の代表者は1,200点以上、代表者以外の構成員は、990点以上であること。
⑷　単体及び共同企業体の代表者は、平成８年度以降に元請けとして、用途が共同住宅（国交省告示第15号別添２類型六）で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上４階建て以上、かつ、延面積4,500㎡以上の新設の建築工事を施工した実績（一棟当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
代表者以外の構成員は、平成８年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建て以上、かつ、延面積1,000㎡以上の新設の建築工事を施工した実績（一棟当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格等を有する者であること。
イ　平成８年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。